



表紙の絵:美浜中央小学校 4年 北村 なお

美浜西小学校 5年 山脇 芽依

美浜西小学校 1年 久崎 琉愛

[美浜町人権尊重啓発協議会 主 催] 人権作品 絵・ポスターの部 ふれあい賞]

第4次美浜町男女共同参画推進計画

目 次

第1章 計画策定の趣旨 ・・・・・・・・・・・・・1
1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・2 2 計画の位置付けと役割・・・・・・・・・・・・・・・2 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・3
が 第2章 計画策定の背景 ・・・・・・・・・・・・・・4
1 美浜町の現状と課題・・・・・・・・・・・・・52 新型コロナウイルス感染症拡大の影響・・・・・・・・・・6
第3章 計画の基本的な考え方 ・・・・・・・・・・・7
1 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8 2 男女共同参画社会の形成を進める上での基本的視点・・・・・・8 3 基本目標、重点目標・・・・・・・・・・・・・・・8 4 第4次美浜町男女共同参画推進計画 体系図・・・・・・・・ 11

第4章 計画の内容 ・・・・・・・・・・・・・・12	
基本目標 『ひとりひとりが男女平等を理解しともに人権を尊重する美浜町』	
• • • • • • • • • 13	
重点目標 1)男女共同参画に関する理解促進・・・・・・・・14	
重点目標 2) 男女共同参画に関する調査・研究の促進・・・・・・16	
基本目標 II 『ひとりひとりがそれぞれの立場でともに思いやる美浜町』・17	
重点目標 1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大・・・・・・18	
重点目標 2) 男女がともにつくる地域社会・・・・・・・・・20	
重点目標 3) 男女がともに働きやすい環境づくり・・・・・・・21	
重点目標 4)ライフスタイルの充実・・・・・・・・・・22	
基本目標Ⅲ『ひとりひとりがともにいきいきと暮らせる美浜町』・・・・23	
重点目標 1) 生涯を通じた健康支援・・・・・・・・・・・24	
重点目標 2)誰もが安心して暮らせる環境の整備・・・・・・・25	
重点目標 3) あらゆる暴力や嫌がらせ等の根絶・・・・・・・・27	
第5章 計画の推進体制 ・・・・・・・・・・・・29	

• • • • • • 31

参 考 資 料

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

女性の地位向上に関しては、国際的に、また国内的に永い時間をかけてその取り組みが行われてきました。平成11年6月には、「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の実現は、わが国の最重要課題として位置付けられています。

しかし現状は、性別による役割分担意識、それに基づく家庭や地域の慣習・しきたりは今もなお根強く残っており、真の男女平等の実現には、多くの課題が残されています。

平成30年3月策定の「第3次美浜町男女共同参画推進計画」は、令和4年度をもって計画期間が終了するため、これまでの成果や課題、社会情勢の変化を踏まえ、より効果的に施策を進め、男女共同参画社会の形成に向けた新たな計画を策定するものです。

この計画は、美浜町に住むすべての人が、性別にかかわりなく人権を 尊重し、かつ責任を分かち合い、その個性と能力が十分に発揮できるま ち、またやさしさと思いやりあふれる豊かなまちを目指して、町民ひと りひとりが主体的、積極的に取り組むための指針ともなる計画です。

2 計画の位置付けと役割

この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画です。

また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての基本的な計画としても位置付けます。

国の「第5次男女共同参画基本計画」や福井県の「ふくいしあわせ実感パートナープラン(第4次福井県男女共同参画計画)」を踏まえつつ、 美浜町における男女共同参画及び女性活躍推進に係る施策の方向性と 具体策を明らかにするものです。

本計画に基づく取り組みにより、SDGs (持続可能な開発目標)の ゴール5「ジェンダー平等を実現しよう」をはじめとし、ゴール1「貧困をなくそう」、ゴール3「すべての人に健康と福祉を」、ゴール8「働きがいも経済成長も」等の実現に貢献します。

3 計画の期間

この計画の全体期間は令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

第2章 計画策定の背景

1 美浜町の現状と課題

「集落における慣習・しきたり等の実態調査及び

男女共同参画に関するアンケート調査」について

「第3次美浜町男女共同参画推進計画」の策定から5年を経過しようとする 現在の町内各集落における慣習・しきたり等の実態や町民の意識を把握し、計 画策定前と比較して検証を行い、今後の事業をすすめるにあたっての基礎資料 とするため、「集落における慣習・しきたり等の実態調査及び男女共同参画に関 するアンケート調査」を令和4年2月に実施しました。平成14・19・24・ 29年に行った意識調査の内容を町内に居住する満20歳以上70歳未満の男女 300名を調査対象とし、回収率40%(121名回答)、また、各集落における 行事等の男女の参画割合、規定、まつりごとの調査を37集落の区長を対象とし て行い、回収率97%(36集落回答)でした。

(アンケート結果は、参考資料(P33~36)に掲載)

○固定的役割分担意識の変革と、慣習・しきたり等の見直し

アンケート調査の結果から、仕事も家事も互いに助け合うべきだという 意識が伺えます。男性の家事参加割合も徐々に増えてきており、仕事と家 庭の両立への意識が高まってきているといえます。しかし、集落における 慣習・しきたり等については女性の登用がなかなか進んでいません。性別 による固定的な役割分担意識や、それに基づく家庭や地域の慣習・しきた り等は、社会のあらゆる面に影響を与えるものであり、慣習・しきたり等 の見直しや意識の改革に積極的に取り組む必要があります。

○方針、政策決定の場への女性の参画

美浜町の審議会等への女性の登用について、平成20年は28.1%、平成25年は28.0%、平成30年は27.1%、令和4年は28.5%となっており、横ばいに推移しています。男女共同参画社会の実現のために、女性の意見や考え方も政治、経済、社会、文化等あらゆる分野に反映させて、男女がともに参画する社会づくりが求められます。今後は、女性登用率が第五次美浜町総合振興計画に掲げている35%以上になるように、これを推進する必要があります。

○家事・育児・介護の男女の共同責任

美浜町の総人口は、平成25年では10,038人、平成30年では9,466人、令和3年では8,926人と年々減少傾向にあります。逆に65歳以上の人口は、平成25年の3,169人(高齢化率31.6%)に対し、平成30年では3,334人(高齢化率35.2%)、令和3年では3,286人(高齢化率36.8%)となっており、高齢化が進行しています。

また、女性が生涯にわたり出産する子どもの数である**合計特殊出生率は、 美浜町では平成20年~平成24年で1.63人、平成25年~平成29 年で1.70人となっており、上昇傾向ではあるものの、人口の減少を解 消するといわれる2.08人を下回っています。

高齢者の介護についてはその家族、とりわけ女性の負担が大きくなっており、男女が協力して介護の責任を担うことや、社会全体で支えあう必要があります。育児については、働きながら安心して子どもを産み育てられる環境づくりとして、保育サービスの充実や男女が協力して育児の責任を担う必要があります。

※合計特殊出生率:15歳から49歳まで(再生産年齢)の女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が再生産年齢を経過する間に、その年の年齢別特殊出生率に基づいて子どもを生んだと仮定した場合の平均出生児数のこと。

2 新型コロナウイルス感染症拡大の影響

町民は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、生命や生活、経済、 社会、さらには行動・意識・価値観に影響を受けています。全国的な状況 としては、非正規雇用労働者、宿泊、飲食サービス業等への影響が大きい ことから、女性の雇用、所得に影響が出ています。

一方、テレワークの普及は、男女ともに新しい働き方の可能性を広げ、働く場所や時間が柔軟化していくことが考えられ、また、在宅での働き方の普及は、男性の家事・育児等への参画を促す好機と捉えることもできます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 目標

この計画は、男女共同参画社会の実現を目標とするものです。男女共同参画社会の実現により、男女が互いを思いやり協力し合い、性別にかかわりなく個性を活かし能力を発揮することができる『男女共同参画のまち美浜町』を目指すものです。

2 男女共同参画社会の形成を進める上での基本的視点

男女共同参画社会基本法では「男女の人権の尊重」「社会における制度又は慣行についての配慮」「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「国際的協調」の5つが基本理念として掲げられています。これらは人権の尊重と社会のあらゆる分野における男女の共同参画を意味しています。

美浜町においても、この基本理念を男女共同参画社会の形成を進める上での基本的視点として、あらゆる施策に反映させることを目指します。

3 基本目標、重点目標

この計画では美浜町の目指す姿を3つの基本目標に集約し、その目標を実現する手段として9つの重点目標を定めます。

基本目標 I

『ひとりひとりが男女平等を理解し

ともに人権を尊重する美浜町』

男女共同参画社会の実現のためには、男女の意識改革及び理解を促進す る必要があります。そのために、男女共同参画に関する啓発活動を行い、 意識の醸成を図らなければなりません。また、男女の人権を尊重し、性別 にとらわれない表現を促進し、男女がともに自立しながら個性と能力を発 揮していくことができる社会環境づくりを目指します。

重点目標 1)男女共同参画に関する理解促進

2) 男女共同参画に関する調査・研究の促進

基本目標Ⅱ

『ひとりひとりがそれぞれの立場でともに思いやる美浜町』

男女がともに支え合いながら、仕事も家庭もともに充実するライフスタ イルを積極的に促進します。また、地域における慣習等を見直し、家庭・ 職場・地域等、それぞれの場において男女が平等に参画し、男女ともに仕 事と生活が調和する社会づくりを目指します。

- 重点目標 1)政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
 - 2) 男女がともにつくる地域社会
 - 3) 男女がともに働きやすい環境づくり
 - 4) ライフスタイルの充実

基本目標Ⅲ

『ひとりひとりがともにいきいきと暮らせる美浜町』

地域や職場において女性が活躍するために、育児・介護支援制度の充実 を図り、男性においては、家事の時間を増やす家庭進出を促進し、男女が ともに支え合う必要があります。

子どもや高齢者、障がい者等においては、それぞれに必要な支援を行い、 安心して暮らせる地域社会を作り、性別を問わず、すべての町民が生涯を 通じて心身ともに健康な日々を送れるような環境を整備する必要がありま す。

また、社会全体が多様性を尊重する機運の醸成を推進し、困りごとを抱えている人への支援の充実を図る必要があります。

さらには、あらゆる暴力を根絶し、すべての町民が人権を尊重して、多様性を認め、お互いを思いやり、健やかで安心して暮らせる美浜町を目指します。

重点目標 1)生涯を通じた健康支援

- 2) 誰もが安心して暮らせる環境の整備
- 3) あらゆる暴力や嫌がらせ等の根絶

4 第4次美浜町男女共同参画推進計画 体系図

基本目標 重点目標 施策の方向 ①広報・啓発活動の実施 男女共同参画に関する ②生涯学習等で人権尊重・平等の啓発 ひとりひとりが を促進 理解促進 ③男女共立の次世代育成 男女平等を理解し ともに人権を尊重する ①男女共同参画に関する調査・研究 男女共同参画に関する 美浜町 ②男女共同参画に関する情報収集と 調査・研究の促進 提供 政策・方針決定過程への ①審議会・委員会等の女性登用の促進 ②管理職の女性登用の促進 女性の参画の拡大 ①集落における慣習・しきたり等の 見直し、改善 男女がともにつくる ②区役員への女性の参画 地域社会 ③男女の視点を生かした地域防災活動 ひとりひとりが の推進 それぞれの立場で ともに思いやる ①働き方改革や仕事と家庭の両立支援 男女がともに 美浜町 働きやすい環境づくり ②農林水産業、商工業等の自営業に 従事する女性の地位向上 ①ワーク・ライフ・バランスの推進 ②男女がともに子育てや介護をしなが ライフスタイルの充実 ら働き続けられる社会の推進 ③出産・子育てをしながらキャリアを 継続できる環境づくり ①ライフステージに応じた健康づくり 生涯を通じた健康支援 ②生涯を通じた女性の健康支援進 ①高齢者が安心して暮らせる介護体制 ②高齢者が安心して暮らせる生活環境 づくり ひとりひとりが 誰もが安心して暮らせる ③障がい者の自立した生活の支援 ともにいきいきと暮らせる 環境の整備 4子どもの教育支援 ⑤差別が生じないための啓発活動 美浜町 ⑥在住外国人等への情報提供の整備 ⑦生活上の困難や課題に直面する人々 が安心して暮らせる環境の整備 ①ドメスティック・バイオレンス (DV) の防止対策の推進 あらゆる暴力や ②性的嫌がらせ、暴力に対する厳正な 嫌がらせ等の根絶 ③被害者の保護と相談窓口の整備

第4章 計画の内容

基本目標I

ひとりひとりが男女平等を理解しともに人権を尊重する美浜町

基本目標Ⅱ

『ひとりひとりが男女平等を理解し ともに人権を尊重する美浜町』

重点目標 1) 男女共同参画に関する理解促進

美浜町では、全町民の正しい人権意識の変革を目指し「美浜町人権尊重 啓発協議会」を発足し活動を行っています。男女共同参画社会の根底をな すものは「人権の尊重」であり、人権問題に対する更なる取り組みを推進 する必要があります。また、町民一人ひとりの男女共同参画意識の高揚を 図るため、生涯にわたる学習機会の場の確保、多彩な学習機会の充実の観 点から、美浜町における生涯学習を推進する必要もあります。

そのためには、人権を尊重した男女平等意識教育による人々の意識及び知識を高めることや、男女共同参画に関する情報等の提供による意識啓発を図る必要があります。

◇施策の方向

① 広報・啓発活動の実施

家庭や地域等における性別による固定的役割分担意識やそれに基づく慣習・しきたり等の見直しを推進するため、広報・啓発活動を実施します。

【主な取り組み】

広報紙やホームページ等での積極的な広報

② 生涯学習等で人権尊重・平等の啓発を促進

町民に対して男女共同参画の意識高揚を図りながら、多彩な学習機会の充実を図ります。

- ・男女共同参画の視点にたった講演会やセミナー等の開催
- ・人権を尊重した表現の推進

③ 男女共立の次世代育成

次代を担う子ども達が個性と能力を発揮し、人生のあらゆる段階で主体的な選択を行うことができるよう、子どもの頃から男女共同参画の理解を促進し、将来を見通した自己形成ができるよう取り組みを進めます。

【主な取り組み】

・男女平等に基づく教育の推進

重点目標 2) 男女共同参画に関する調査・研究の促進

美浜町における現状と課題を把握することは重要です。また、このような現状及び課題、男女共同参画に関する情報については広く共有し、意識 啓発に努める必要があります。

◇施策の方向

① 男女共同参画に関する調査・研究

美浜町における男女共同参画の現状を把握し、施策に反映させるため、男女共同参画 に関する実態調査を実施します。

【主な取り組み】

・男女共同参画の現状の把握

② 男女共同参画に関する情報収集と提供

広く町民に男女共同参画に関する情報を提供し、男女平等の視点にたった知識の醸成 を図ります。

- ・男女共同参画に関する情報や資料の収集
- ・広報紙やホームページ等での情報提供

基本目標Ⅱ

ひとりひとりがそれぞれの立場で ともに思いやる美浜町

基本目標Ⅲ

『ひとりひとりがそれぞれの立場でともに思いやる美浜町』

重点目標 1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

政策・方針決定過程への男女共同参画を進めることは、男女共同参画社会の基礎となる重要な課題です。また、男女共同参画社会基本法でも基本理念の一つとして「政策等の立案及び決定への共同参画」が掲げられています。

しかし、審議会等の女性登用率は目標値である35%に達しておらず、各集落においても区長や区長代理に女性は一人もいない現状となっています。 男性中心で形成されてきた社会を見直し、女性も意見や考え方を政治、経済、社会、文化等あらゆる分野に反映させて、男女がともに参画する社会づくりを進める必要があります。

活力ある地域社会を維持・発展させていくためには、「女性の力」をさらに活かし、多様な分野において女性が活躍できる社会の実現を目指して、 審議会等への女性の登用を推進し、女性がいない審議会等を解消する必要があります。

◇施策の方向

① 審議会・委員会等の女性登用の促進

施策や方針に女性の立場や意見を反映させていくため、意思決定の場への女性の登用 を積極的に促進し、女性の登用率が35%以上になるよう努めます。

- ・リーダーを目指すいきいきとした女性の育成
- ・女性地位向上のための団体支援
- ・審議会・委員会等における女性登用の促進
- ・委員選出方法の見直し

② 管理職の女性登用の促進

意欲と能力のある女性の管理職への登用を促進します。

- ・管理職に従事する職員の研修等による意識啓発
- ・管理職への女性登用の促進
- ・職務分担、待遇、昇格における男女平等の推進

重点目標 2) 男女がともにつくる地域社会

私たちが生活していく上で、地域社会とのつながりを欠かすことはできません。その運営に関しては、各集落の区役員等において男性中心のものとなっており、平成25年度には、町内初の女性区長が誕生しましたが、現在は一人もおらず、地域における男女共同参画意識の向上が引き続き課題となっています。このことから、集落における男女共同参画の意識啓発がさらに重要であることが分かります。

区の重要事項を決定する場に、男女が平等に参画することが望まれるともに、集落における固定的な役割分担意識や慣習を見直す必要があります。

◇施策の方向

① 集落における慣習・しきたり等の見直し、改善

集落行事等における慣習・しきたりを見直し、改善するための自主的な活動を支援、 促進します。

【主な取り組み】

・美浜町人権尊重啓発協議会と連携し、集落行事等における男女の役割分担の改善活動を促進

② 区役員等への女性の参画

地域における方針決定過程への女性の参画拡大により男女共同参画の視点の反映を推進します。

【主な取り組み】

・区役員等への女性参画の推進

③ 男女の視点を活かした地域防災活動の推進

地域・家庭・職場等で男女ともに防災への積極的な取り組みを行うよう促し、町民の 防災意識の高揚を図り、地域の自主防災組織の取り組みを支援します。

- ・防災、防犯における男女共同参画の推進
- ・多様な視点を反映した防災計画の策定

重点目標 3) 男女がともに働きやすい環境づくり

女性だけでなく、男女ともに働き方を見直す"働き方改革"を推進し、 長時間労働の是正や年次休暇の取得促進を進めていくことが重要です。男 女ともに仕事も家庭も充実する生活の実現を図ります。

また、美浜町の産業を支える農林水産業、商工業等の自営業における男 女共同参画を進めていく上でも、従事する女性の果たしている役割を適正 に評価しなければなりません。そして、男女が対等なパートナーとして経 営や家庭生活、地域生活に参画していく必要があります。

◇施策の方向

① 働き方改革と仕事と家庭の両立支援の充実 職場において男女ともに働きやすい職場環境づくりを推進します。

【主な取り組み】

- ・長時間労働の是正
- ・男女ともに能力を発揮しやすい職場の環境づくり
- ・企業や団体等への男女共同参画に関する啓発
- ② 農林水産業、商工業等の自営業に従事する女性の地位向上

自営業における男女共同参画を推進するため、従事する女性の役割を適正に評価し、 男女が対等なパートナーとして、地域生活に参画するための取り組みを推進します。

- ・自営業における男女共同参画意識の啓発
- ・ 性別役割分担意識の改善

重点目標 4) ライフスタイルの充実

福井県では共働き率が高い一方、男性の家事・育児時間は女性に比べて少なく、働く女性のゆとりが少ない状況です。今後は、家事・育児を「負担」と考えるのではなく、「一緒に楽しむ」ものと捉えて、男女がともに支え合いながら、仕事も家庭もともに充実するライフスタイルを積極的に促進する必要があります。

また、美浜町の合計特殊出生率は平成20年~平成24年が1.63人、 平成25年~平成29年が1.70人となっており、人口の減少を解消する といわれる2.08人を大きく下回っています。これを改善するためには、 働きながらでも安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進める必要 があります。

◇施策の方向

① ワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランスを進めることが企業や個人にとって、また社会全体にとっても重要であることを、さまざまな機会を通じて普及・啓発します。

【主な取り組み】

- ・ワーク・ライフ・バランスの普及啓発
- ・福井県が行う共家事の推進
- ② 男女がともに子育てや介護をしながら働き続けられる社会の推進 ライフスタイルに応じた多様な働き方の普及を促進し、育児・介護休暇を取得しやす い環境づくりを推進します。

【主な取り組み】

- ・男女ともに育児・介護休暇を取得しやすい環境づくり
- ③ 出産・子育てしながらキャリアを継続できる環境づくり 育児休業制度や短時間勤務制度の充実を図り、女性が出産・子育てしながらキャリア を継続できる雇用環境づくりを推進します。

【主な取り組み】

・ 育児休業制度や短時間勤務制度の充実

基本目標Ⅲ

ひとりひとりが ともにいきいきと暮らせる美浜町

基本目標Ⅲ

『ひとりひとりがともにいきいきと暮らせる美浜町』

重点目標 1) 生涯を通じた健康支援

生涯にわたり、健康で豊かなゆとりある生活を送ることは、全ての人の望みであり、男女がともに自立して生きていくための基本的要件です。このため、男女がともに、生涯を通じた健康づくりを進める必要があります。

◇施策の方向

① ライフステージに応じた健康づくり支援

男女のライフスタイルにおける特性を配慮しつつ、生涯を通じて健康づくりのための 施策を総合的に推進します。

【主な取り組み】

・健康づくり施策の総合的推進

② 生涯を通じた女性の健康支援

妊娠・出産期は、女性の健康支援にとって大きな節目であるため、地域において安心 して安全に子どもを産み育てることができるよう支援体制を充実します。

【主な取り組み】

・妊娠・出産等における女性の健康保持の推進

重点目標 2) 誰もが安心して暮らせる環境の整備

高齢者、障がい者、子ども、在住外国人、生活上の困難や課題に直面する人等について、正しい理解を深め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進める必要があります。

また、美浜町の高齢化率は、年々上昇し、県内で6番目に高い数値となっています。介護を必要とする高齢者の介護を担っているのは大半が女性であり、介護は女性にとって大きな負担となっています。こうした高齢化社会に対応した取り組みを進める必要があります。

障がい者や子どもには、実情に応じた支援を行い、社会生活を確保できる環境を整備する必要があります。

さらに在住外国人への多言語による情報提供や生活上の困難や課題に直面する人への支援を行うことで、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指します。

◇施策の方向

① 高齢者が安心して暮らせる介護体制の充実

女性に負担が集中することなく、男女が協力して介護を担うことができるよう介護サービスの充実を推進します。

【主な取り組み】

- ・介護保険制度の円滑な運営
- ・地域包括ケアシステムの普及・啓発
- ② 高齢者が安心して暮らせる生活環境づくり

高齢者の就業促進と社会参画に対する支援、また、住み慣れた地域で安心して自立 した生活が続けられる体制づくり・環境整備を推進します。

- ・地域生活支援体制づくりの推進
- ・介護体制の充実
- ・地域ケアマネジメント体制の充実
- ・公共施設、公園等のバリアフリー化

③ 障がい者の自立した生活の支援

バリアフリー・ユニバーサルデザインを推進するとともに、障がい者の移動手段の確保を含め、障がい者が自立して日常生活や社会生活を確保できる環境の整備を推進します。

【主な取り組み】

・障がい者の自立と社会参加への支援

④ 子どもの教育支援

世帯や子どもの実情に応じた支援を推進します。

【主な取り組み】

- ・保護者の就業支援
- ・貧困状態にある世帯の子どもの教育支援

⑤ 差別が生じないための啓発活動の推進

性的指向、性同一性障害等を理由とした差別が生じないための啓発活動を推進します。

【主な取り組み】

・差別が生じないための啓発活動

⑥ 在住外国人等への情報提供の整備

日常生活の中で必要とする生活情報や防災情報等を、多言語により提供します。

【主な取り組み】

- ・在住外国人への情報提供の充実
- ・在住外国人との交流
- ① 生活上の困難や課題に直面する人々が安心して暮らせる環境の整備 貧困等の困難に対する支援を行い、安心して暮らせる環境を整備します。

【主な取り組み】

・ひとり親や低所得者などの家庭を支援

重点目標 3) あらゆる暴力や嫌がらせ等の根絶

あらゆる暴力や嫌がらせとは、相手に対して肉体的、性的、心理的な傷害や苦しみをもたらす行為をいい、性犯罪、ドメスティック・バイオレンス (DV)、**セクシュアル・ハラスメント、**パワー・ハラスメント等さまざまなものがあります。

特にドメスティック・バイオレンス(DV)については、アンケート調査で「命の危険を感じるくらいの暴行を受けたことがある」の回答もあり、深刻な問題です。

暴力や心身に有害な影響を及ぼす言動・行為は、個人の人権を著しく侵害し、男女平等の実現の妨げとなっています。あらゆる暴力や嫌がらせ等の根絶に向けて防止対策を推進するとともに、厳正に対処する必要があります。

- ※セクシュアル・ハラスメント…性的いやがらせ。特に、職場や学校等で行われる性的・ 差別的な言動のこと。
- ※パワー・ハラスメント…同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係等の職場 内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職 場環境を悪化させる行為。

◇施策の方向

① ドメスティック・バイオレンス (DV) の防止対策の推進

配偶者等からの暴力は、犯罪であり人権を侵害する重大な問題であるという認識を深めるための啓発を推進します。

- ・「DV防止法」等の周知
- ・暴力による人権侵害防止の普及啓発

② 性的嫌がらせ、暴力に対する厳正な対処 セクシュアル・ハラスメントの根絶を図るための啓発を推進します。

【主な取り組み】

・学校や職場におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止について啓発、促進

③ 被害者の保護と相談窓口の整備

被害者の立場を十分に考慮し、プライバシー保護に配慮して、その人権が適正に守られるよう被害者の保護に努めるとともに、関係機関と連携した相談体制の整備を推進します。

- ・相談体制の整備
- ・被害者に対する支援

第5章 計画の推進体制

男女共同参画社会の実現は、町民ひとりひとりの意識改革や自主的な努力が必要なことはもとより、推進体制の充実や、関係機関との連携の強化が重要となります。このために、男女共同参画社会の実現に向けた、あらゆる施策を総合的、かつ効果的に推進する必要があります。

① 推進体制の充実・強化

町民が率先して男女共同参画に取り組むために、行政が施策を推進するための体制を 整備します。

【主な取り組み】

- ・ 役場内における推進体制の整備
- ・ 美浜町人権尊重啓発協議会(集落代表評議員)との連携による集落への意識啓発 活動の推進体制を整備

② 関係機関、企業、民間団体との協力・連携の強化

男女共同参画社会の実現を目指す関係機関との連携を強化するとともに、企業や団体に対しては、男女共同参画の視点に立って活動することを要請していきます。

- ・ 男女共同参画社会を目指す関係団体への支援
- ・ 企業や団体等への男女共同参画に関する啓発

参考資料

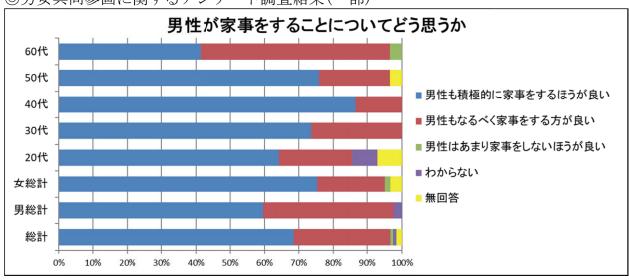
国内外の動き・・・・・・・・・・・・P32
男女共同参画に関するアンケート調査及び
集落における慣習・しきたり等の実態調査の結果・・・・P33
第 4 次美浜町男女共同参画推進計画検討委員会設置要綱 · P37
第 4 次美浜町男女共同参画推進計画検討委員会名簿···P39
第4次美浜町男女共同参画推進計画策定までの経過・・・P40
男女共同参画社会基本法・・・・・・・・・・P41
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律・・・・P46
福井県男女共同参画推進条例・・・・・・・・・P57

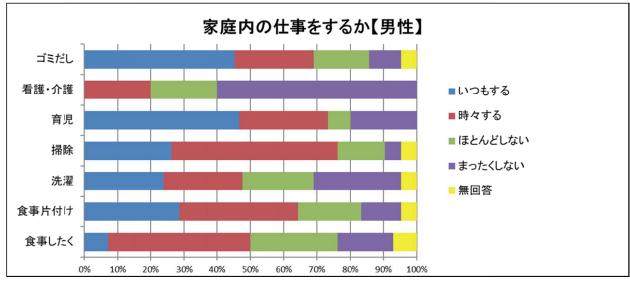
世界・日本・福井県・美浜町の動き

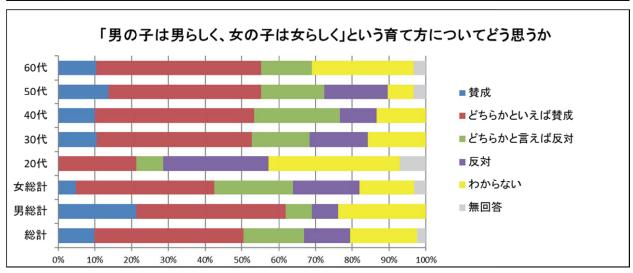
業浜町										「美浜町人権尊重啓発協議会」設立			۲Л	企画課に「男女共同参画担当」配置 「美浜町町内男女共同参画推進会議」設置		「美浜町男女共同参画推進プラン検討委員会」設置	「美浜町男女共同参画推進計画」策定					「第2次美浜町男女共同参画推進計画検討委員会」設置	「第2次美浜町男女共同参画推進計画」策定			「第3次美浜町男女共同参画推進計画検討委員会」設置	「第3次美浜町男女共同参画推進計画」策定		「第4次美浜町男女共同参画推進計画検討委員会」設置	[第4次美浜町男女共同参画推進計画」策定
福井県			「福井県婦人対策の方向」策定	「企画開発部少年課」を「青少年婦人科」に改め、同課内に 「婦人対策室」設置		「21世紀をめざすふくい女性プラン」策定	「青少年婦人課」を「青少年女性課」に、「婦人対策室」を 「女性対策室」に改称		「女性対策室」を「女性政策室」に改称 女性総合センターと生涯学習センターの複合施設「生活 学習館」開館 「財団法人ふくい女性財団」設立			「ふくい男女共同参画プラン」策定		「女性政策室」を「男女共同参画室」に改称		「福井県男女共同参画計画」策定 「福井県男女共同参画推進条例」制定	「男女共同参画室」を「男女参画・県民活動課」に改組		「配偶者暴力防止および被害者保護のための福井県 基本計画」策定			「第2次福井県男女共同参画計画」策定		「配偶者暴力防止および被害者保護のための福井県 基本計画(改訂版)」を策定	「男女参画・県民活動課」を「女性活躍推進課」に改組	「第3次福井県男女共同参画計画」策定			「ふくいしあわせ実感パートナープラン (第4次福井県男女共同参画計画)」策定	
田		「国内行動計画」策定			「男女雇用機会均等法」公布 「女子差別撤廃条例」批准			内閣府「男女共同参画室」「男女共同参画推進本部」設置 諮問機関「男女共同参画審議会」設置		「男女共同参画2000年プラン」策定	「男女雇用機会均等法」改正		「男女共同参画社会基本法」施行	「男女共同参画基本計画」策定	内閣府「男女共同参画会議」「男女共同参画局」設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する 法律」施行			「男女共同参画基本計画(第2次)」策定		「男女共同参画基本計画(第3次)」策定					「男女共同参画基本計画(第4次)」策定			「男女共同参画基本計画(第5次)」策定		
- 当	国際婦人年 国際婦人年世界会議(メキシコシティ) 世界行動計画採択				「国連婦人十年」ナイロビ世界会議「婦人の地位向上の ためのナイロビ将来戦略」採択			i sicc	第4回世界女性会議(北京)「北京宣言及び行動綱領」 採択					国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク)	L K			第49回国連婦人の地位委員会(「北京+10」閣僚級会合) 開催(ニューヨーク)			ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための 国連機関 (UN Women) 設立				第59回国連婦人の地位委員会(「北京+10」閣僚級会合) 開催(ニューヨーク)					
	Ω.	1977年 (昭和52年)	1981年 (昭和56年)		1985年 (昭和60年) 1		1989年 (平成元年)	1994年 (平成6年)		1996年 (平成8年)	1997年 (平成9年)	1998年 (平成10年)	1999年 (平成11年)	2000年 (平成12年)	2001年 (平成13年)	2002年 (平成14年)						2012年 (平成24年)	2013年 (平成25年)			2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2020年 (令和2年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)

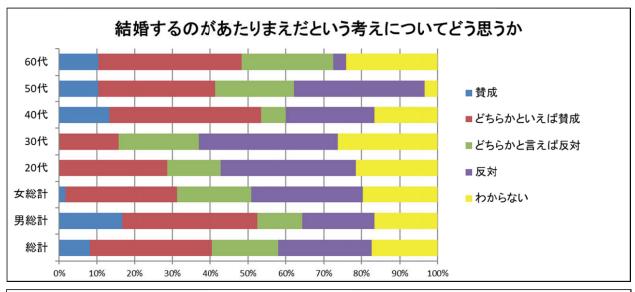
男女共同参画に関するアンケート調査及び 集落における慣習・しきたり等の実態調査の結果(一部)

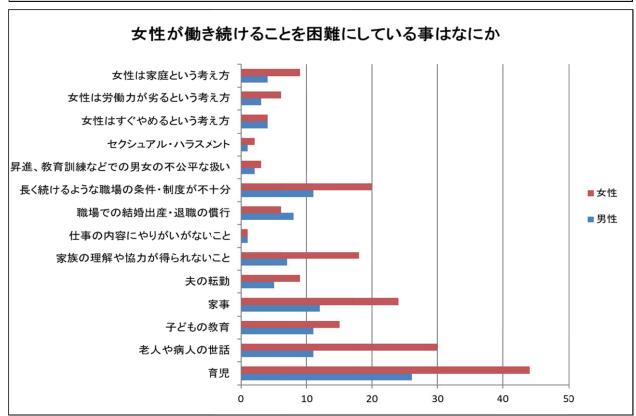
◎男女共同参画に関するアンケート調査結果(一部)

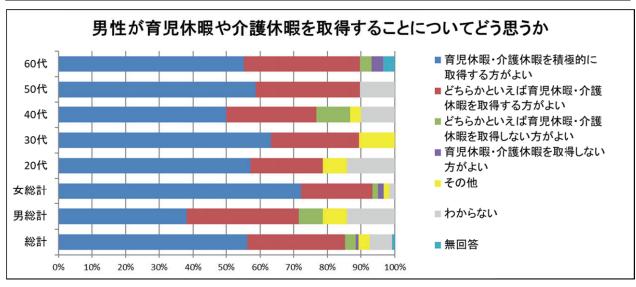


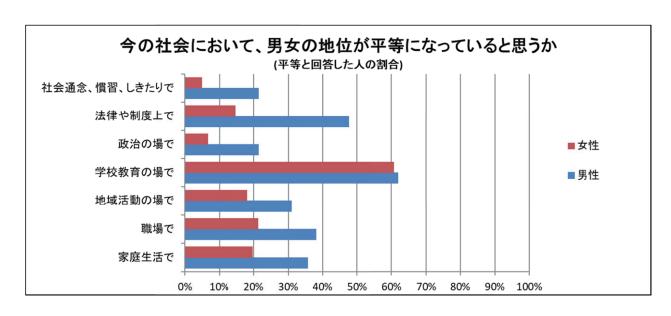


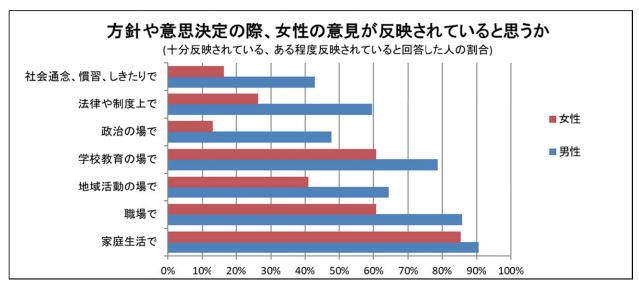


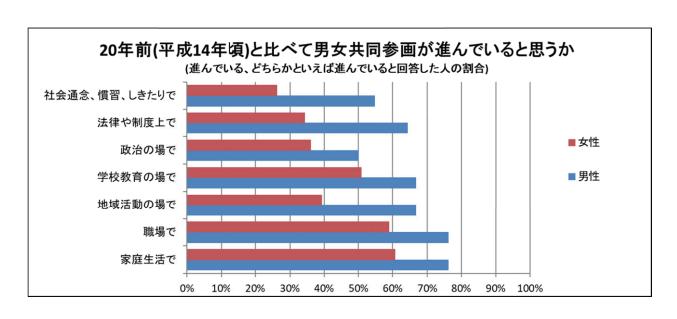




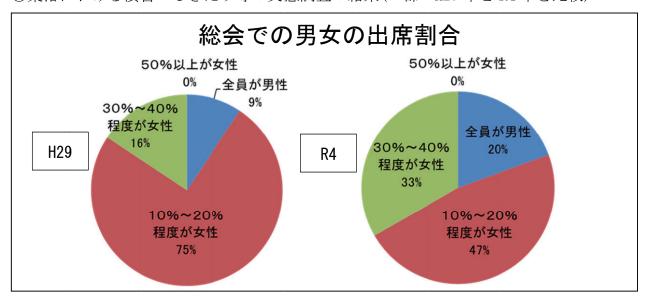


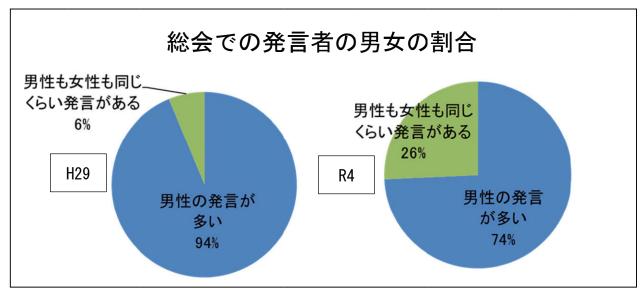


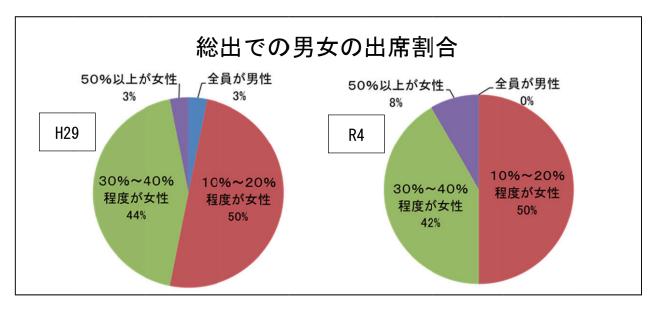




◎集落における慣習・しきたり等の実態調査の結果(一部・H29年と R4年を比較)







第4次美浜町男女共同参画推進計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 美浜町男女共同参画推進の指針となる「第4次美浜町男女共同参画推進計画」を策定するに あたり、第4次美浜町男女共同参画推進計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。 (所掌事項)

- 第2条 委員会は、次に揚げる事項を所掌する。
 - (1) 第4次美浜町男女共同参画推進計画に関する協議及び提言に関すること
 - (2) 第4次美浜町男女共同参画推進計画に関する調査及び研究
 - (3) その他委員会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

- 第3条 委員会は、10人以内の委員で構成する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者の中から町長が委嘱する。
 - (1) 町議会の代表者
 - (2) 企業又は団体等の代表者
 - (3) 教育関係代表者
 - (4) 学識経験者

(任期)

- 第4条 委員の任期は令和5年3月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、非常勤とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。
- 2 委員長及び副委員長は委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。
- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 4 会議の議事は出席委員の合議で決定し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長が必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、参考意見又は説明を聞くことができ

る。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、まちづくり推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項はその都度協議して決定するものとする。

附則

この要綱は、令和4年10月7日から施行する。

第4次美浜町男女共同参画推進計画検討委員会名簿

	団 体 等	氏 名
1	福井大学教授	澁谷 政子
2	教育関係者代表	知場 克幸
3	町議会代表	中牟田 春子
4	区長会代表	彦惣 弘明
5	旧みはま女性ネットワーク代表	秋山 政美
6	わかさ東商工会女性部代表	廣瀬 智恵子
7	福祉関係団体代表	久保 香
8	青年会議所代表	永井 泰仁
9	老人クラブ代表	中嶌 さき子
10	美浜町PTA連合会代表	八木 さおり

事務局	まちづくり推進課 課長	丸木 大助
事務局	まちづくり推進課 課長補佐	木谷 浩章
事務局	まちづくり推進課 主事	南 宥希
事務局	住民環境課 参事	川尻 宏和
事務局	教育委員会事務局 社会教育主事	加藤 睦教

第4次美浜町男女共同参画推進計画策定までの経過

第4次美浜町男女共同参画推進計画検討委員会

	開催時期	検討内容
	令和4年 10月7日	・検討委員会の進め方について
第1回		・美浜町の動向等について
		・アンケートの結果等について
		・意見交換
	11月7日	・男女共同参画社会の必要性について
第2回		・現状と課題について
		・目標及び計画の体系について
第3回	12月15日	・計画の素案について
第4回	令和5年 1月18日	・計画案について
第5回	2月10日	・計画最終案について
	3月6日	・報告書を町長に提出

男女共同参画社会基本法

(平成十一年法律第七十八号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我 が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、 男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、 性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮する ことができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題と なっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本とな

る事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成 を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
 - 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人として の尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的 取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮 する機会が確保されることその他の男女の人権が尊 重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限

り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における 政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に 共同して参画する機会が確保されることを旨として、 行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会に おける取組と密接な関係を有していることにかんが み、男

女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなけ ればならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会 のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女 共同参画社会の形成に寄与するように努めなければ ならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の 措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

- 第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の 形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形 成の促進に関する施策についての報告を提出しなけ ればならない。
- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関

する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女 共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以 下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなけれ ばならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項につい て定めるものとする。
 - 一総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社 会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会 の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的 に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定が あったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を 公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。
 - 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に 講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関す る施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域に

おける男女共同参画社会の形成の促進に関する 施策を総合的かつ計画的に推進するために必要 な事項

- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男 女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域にお ける男女共同参画社会の形成の促進に関する施策 についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参 画計画」という。)を定めるように努めなければな らない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の 形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び 実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配 慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、 基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措 置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救

済を図るために必要な措置を講じなければならない。 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同 参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その 他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の 策定に必要な調査研究を推進するように努めるもの とする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調 の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報 の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際 的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置 を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画 社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男 女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支 援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずる ように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」 という。) を置く。

(所掌事務)

- 第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 項に規定する事項を処理すること。

- 関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の 形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政 策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、 必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び 関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促 進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府 の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響 を調査し、必要があると認めるときは、内閣総 理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べるこ と。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもっ て組織する。

(議長)

- 第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

- 第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣 総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を 有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
 - 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の 総数の十分の五未満であってはならない。
- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方 の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の

四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

- 第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年と する。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期 間とする。
 - 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

- 第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
 - 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要 があると認めるときは、前項に規定する者以外の者 に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及 び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、 政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (平成二十七年法律第六十四号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を 営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭 生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思 が尊重されるべきものであることに留意されなければ ならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、 又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に 関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活 と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自 ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が 実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する 施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活 における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的 に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に 関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めな ければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本 的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍 の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策 に関する次に掲げる事項
- イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
- ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な 環境の整備に関する事項
- ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関す る施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決 定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府 県の区域内における女性の職業生活における活躍の推 進に関する施策についての計画(以下この条において 「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるも のとする。

- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
 - 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、 事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する 取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、 基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行 動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動 計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。) の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」 という。)を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組 の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関す る取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業 主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞 なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を 定めるものとする。

一 計画期間

- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組 の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の 推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定める

ところにより、これを労働者に周知させるための措置を 講じなければならない。

- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般 事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第

十四条第一項において「商品等」という。) に厚生労働 大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等 に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはな らない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号 のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消す ことができる。

- 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したと き。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大 臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の 各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取 り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽 の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に 基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当

該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとする ときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号) 第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員であ る中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定 する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承 認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の規定による届出をして労働者の規定による届出をして労働者の

募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による 届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団 体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果 を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方 法について指導することにより、当該募集の効果的かつ 適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業

主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又は それらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」 という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動 計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業 主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関 する取組に関する計画をいう。以下この条において同 じ。)を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を 定めるものとする。
- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組 の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の 推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤

務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合 その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変 更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならな い。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を 実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目 標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公 表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両 立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活

における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。 3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公 表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立 に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するため の支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援 その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、 又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、 助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の 一部を、その事務を適切に実施することができるものと して内閣府令で定める基準に適合する者に委託するこ とができる。
 - 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又 は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該 事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進 に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な 財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものと する。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業 主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施す るように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活に おける活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、 かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行う ものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進 に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業 生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の 収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の 区域内において第二十二条第三項の規定による事務の 委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議 会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、 内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなけれ ばならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の 事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事 務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織 及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは 第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表を した第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条 第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一 般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第 七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧 告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従 わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の 実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年 以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者 第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月 以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
- 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三 十七条第二項の規定による指示に従わなかった者 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三 十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十 万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五 十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告を した者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五 十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨 げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若 しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五 十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者 第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理 人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に 関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をし たときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し ても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚 偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、 第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。) 及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五 条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に 従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密につ いては、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。) は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、 なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用 については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、 同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するものの ほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で 定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三一日法律第一四号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条 第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第 七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規 定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百 分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並び に第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六 項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から 第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務 員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条 第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十 七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。) の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関 する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第 三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」 に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇 用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号) 第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律 の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の 雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条 の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の 日
- 二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の 適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行 に関して必要な経過措置は、政令で定める。 (検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年三月三一日法律第一二号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。 ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の 十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十 八条第一項の改正規定、第二条の規定(第一号に掲げる 改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定(「第四十 八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。)、同 法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四 十八条の前に一条を加える改正規定を除く。) 並びに第 三条の規定(職業能力開発促進法第十条の三第一号の改 正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の 二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える 改正規定を除く。) 並びに次条並びに附則第五条、第六 条及び第十条の規定、附則第十一条中国家公務員退職手 当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の 雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八 号) 第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第 三十三条の改正規定(「、第十一条中「公共職業安定所」 とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とある のは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一 項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と」 を削る部分を除く。)並びに附則第十五条から第二十二 条まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日

(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の 施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄 (施行期日)

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。 ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 第五百九条の規定 公布の日

福井県男女共同参画推進条例

(平成十四年十月十一日福井県条例第五十九号)

すべての人は、個人として尊重され、法の下に平等であ り、男女の人権は、性別にかかわりなく尊重されなけれ ばならない。

福井県では、男女平等の実現に向けて、国際社会や国の動きと協調しつつ、女性の就業率や夫婦共働きの割合が高いという地域特性を踏まえ、様々な取組が進められてきた。

しかしながら、社会の様々な分野において、性別による 固定的な役割分担意識やそれに基づく制度または慣行 が依然として根強く存在しており、真の男女平等の実現 には多くの課題が残されている。

これらの課題に対処して、男女が、互いの人権を尊重し、協力し合い、その個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会を実現し、ゆとりと創造力あふれる福井を築いていくためには、県、市町、県民および事業者が連携し、および協働しながら、男女共同参画の推進に関する取組を積極的に展開していくことが必要である。

ここに、わたしたちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにし、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するために、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、ならびに県、県民および事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意 義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、 自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動 に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、 経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、 かつ、共に責任を担うことをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女 間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女の いずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること をいう。

(基本理念)

第三条 男女共同参画は、次に掲げる理念を基本として 推進されなければならない。

- 一 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女 が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人 として能力を発揮する機会が確保されることその他の 男女の人権が尊重されること。
- 二 社会のあらゆる分野における制度または慣行が男 女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をで きる限り中立なものとなるように見直されること。
- 三 男女が、社会の対等な構成員として、県における政策または民間団体における方針の立案および決定に共同して参画する機会が確保されること。

四 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動について家族の一員としての役割を果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすること。

五 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的協調の下に行われること。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」 という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施 策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策 定し、および実施する責務を有する。

- 2 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、および実施するに当たっては、男女 共同参画の推進について配慮するものとする。
- 3 県は、男女共同参画の推進に当たっては、県民、事業者およびこれらの者で組織する民間団体(以下「県民等」という。)ならびに市町と連携し、および協力して取り組むよう努めるものとする。

一部改正〔平成一七年条例六五号〕

(県民の責務)

第五条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会 のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、性別に よる固定的な役割分担意識に基づく制度および慣行の 改善その他の男女共同参画の推進に努めなければなら ない。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する 施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 事業者は、男女が共に職場における活動と家庭等に おける活動とを両立することができるよう、職場環境の 整備に努めなければならない。
- 3 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関す る施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第七条 何人も、性別を理由とするあらゆる差別的取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、性的な言動により相手方の生活環境を害する行為および性的な言動に対する相手方の対応により その者に不利益を与える行為をしてはならない。
 - 3 何人も、配偶者その他の男女間における暴力行為 (精神的に苦痛を与える行為を含む。第十五条において 同じ。)をしてはならない。

第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等 第一節 男女共同参画の推進に関する基本計画

第八条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進 に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な 事項
- 3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじ め福井県男女共同参画審議会の意見を聴かなければな らない。
- 4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民等の 意見を反映することができるよう配慮するものとする。
- 5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これ を公表するものとする。
- 6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第二節 男女共同参画の推進に関する基本的な施策 (県民等の理解を深めるための措置)

第九条 県は、広報活動等を通じて、基本理念に関する 県民等の理解を深めるよう適切な措置を講ずるととも に、男女共同参画の推進に関する教育および学習の機会 の充実に努めるものとする。

(制度および慣行の改善を促進するための措置)

第十条 県は、社会のあらゆる分野において、性別による固定的な役割分担意識の改革および当該意識に基づく制度または慣行の改善を促進するため、情報の提供、人材の養成その他の必要な措置を講ずるものとする。

(家庭生活における活動とそれ以外の活動との両立のための支援)

第十一条 県は、家族を構成する男女が、共に家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立することができるように、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(農山漁村における男女共同参画の推進)

第十二条 県は、農山漁村において、男女が、農林水産業の経営およびこれに関連する活動または地域における活動に共同して参画することができるよう、必要な環境の整備に努めるものとする。

(働く場における男女共同参画の推進)

第十三条 県は、すべての働く場において、男女が性別にかかわらず個々の能力を発揮することができるよう、 必要な環境の整備に努めるものとする。

(政策等の決定過程における男女共同参画の推進)

第十四条 県は、市町および民間団体における政策および方針の決定過程において、男女が共同して参画する機会が確保されるように、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 県は、附属機関その他これに準ずるものにおける委員の任命または委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

一部改正〔平成一七年条例六五号〕

(暴力の根絶)

第十五条 県は、配偶者その他の男女間における暴力行為を根絶し、および被害者の保護を図るために、情報の提供、相談その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市町、県民等の活動に対する支援)

第十六条 県は、市町が実施する男女共同参画の推進に 関する施策および県民等が行う男女共同参画の推進に 関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な 措置を講ずるものとする。

一部改正〔平成一七年条例六五号〕

第三節 男女共同参画の推進に関する普及啓発

(男女共同参画推進員の設置)

第十七条 県民の協力を得て男女共同参画の推進を図るため、男女共同参画の推進に係る普及啓発その他の活動を行う男女共同参画推進員を置く。

(男女共同参画月間)

第十八条 男女共同参画についての県民等の関心と理解を深めるため、男女共同参画月間を設ける。

2 男女共同参画月間は、六月とする。

(表彰)

第十九条 知事は、男女共同参画を積極的に推進する県 民等を表彰することができる。

第四節 男女共同参画の推進に関する推進体制の整備 等

(推進体制の整備等)

第二十条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、および実施するための体制を整備するとともに、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 福井県生活学習館を男女共同参画の推進のための拠点施設とする。

(相談および苦情の処理)

第二十一条 知事は、性別による差別的取扱いその他の 男女共同参画の推進を阻害する行為について、県民等から相談があったときは、関係機関と連携して適切な処理 に努めるものとする。

- 2 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する 施策または男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認め られる施策について、県民等から苦情、意見その他の申 出があったときは、当該申出に対し適切な処理をするよ う努めるものとする。
- 3 知事は、前項に規定する申出の処理に当たり特に必要があると認めるときは、福井県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

(調査研究等)

第二十二条 県は、男女共同参画に関する施策を効果的 に推進するため、男女共同参画に関する情報の収集およ び分析ならびに調査研究を行うものとする。

2 県は、必要があると認めるときは、事業者に対し、 その事業活動における男女共同参画の状況に関する調 香について協力を求めることができる。

(年次報告)

第二十三条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況 および男女共同参画の推進に関する施策の実施の状況 について報告書を作成し、公表するものとする。

第三章 福井県男女共同参画審議会

(福井県男女共同参画審議会)

第二十四条 男女共同参画の推進に関する重要事項に ついて調査審議等を行うため、福井県男女共同参画審議 会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十五条 審議会は、次に掲げる事務を所掌する。 一 この条例の規定により審議会の権限に属させられ た事項の処理に関すること。

二 男女共同参画の推進に関する重要事項についての 調査審議および建議に関すること。

(組織)

第二十六条 審議会は、委員十人以内で組織する。

- 2 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分 の四未満であってはならない。
- 3 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。
- 4 委員の任期は、二年とし、再任されることを妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第二十七条 審議会に会長および副会長を置き、委員の 互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第二十八条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開 くことができない。
- 3 会長は、審議会の議長となり、議事を整理する。

(その他)

第二十九条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十四年十一月一日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の際現に策定され、および公表されている男女共同参画の推進に関する県の基本的な計画であって、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、第八条の規定により策定され、および公表されたものとみなす。

附 則(平成一七年条例第六五号)

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

五 前各号および次号に掲げる規定以外の規定 平成 十八年三月三日

第4次美浜町男女共同参画推進計画

計画期間:令和5年度~令和9年度 令和5年3月発行

発行/美浜町 まちづくり推進課

〒919-1192 福井県三方郡美浜町郷市25-25

電 話: 0770-32-6701 FAX: 0770-32-1115